

(諮問第 4 号)

答 申 書

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「東京事務所の平成 7 年 4 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの需用費の支出に関する支出負担行為書及び支出票」（以下「本件公文書」という。）を、次に掲げる部分を除き、開示すべきである。

- (1) 支出負担行為書に添付されている見積書等（消耗品費、修繕料）に記録されている、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」
- (2) 支出票及び支出票に添付されている請求書等に記録されている、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例（平成 5 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し平成 7 年 1 2 月 6 日及び同年 1 2 月 2 6 日に、本件公文書についての開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件公文書について、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分、当該部分を開示しない理由を下記のとおり付して、平成 8 年 1 月 2 9 日付けで異議申立人に通知した。

(1) 開示しない部分

「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）、相手方出席者の所属、省庁名」

（光熱水費に係るものについては、債権者の住所、氏名、名称、電話番号を開示した。）

(2) 上記部分を開示しない理由

(ア) 条例第9条第3号に該当する。

「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）」の部分は、債権者が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、これらを開示することにより、債権者の事業運営上の正当な利益が損なわれると認められる。

(イ) 条例第9条第4号に該当する。

「債権者の印影」の部分を開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) 条例第9条第8号に該当する。

「相手方出席者の所属、省庁名」の部分を開示することにより、今後の県の行財政運営等の推進に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- 3 異議申立人は、平成8年3月11日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分により非開示とした部分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述等で主張している内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第9条第3号の該当性

条例第9条第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の自由を原則として保障しようとする趣旨であると解されるが、本号にいう「競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認めら

れる情報」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、開示することにより法人等若しくは個人の事業活動が損なわれると認められるもの、その他法人等若しくは事業を営む個人の名譽、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうものと解される。

ところで、本件公文書において債権者である法人等の事業活動として記録されている「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）」については、前記した営業上のノウハウ（顧客の獲得方策等）ではないし、また、「印影、振込先銀行名、口座番号（預金種目）」を除いて、内部管理に関する情報でもない。

また、「印影、振込先銀行名、口座番号（預金種目）」が内部管理に関する情報であるとしても、秘密に管理されることもなく当該債権者が一般的に発行する請求書等に記載され対外的に明らかにされているのであって、当該債権者を利用すれば誰でも知ることのできる情報である。

したがって、これらの情報の開示により、債権者の正当な利益が損なわれるとは認められない。現に、平成5年度の食糧費支出関係公文書について、実施機関は、平成7年5月、「債権者の住所、氏名、名称、電話番号」を開示しており、これらの開示により当該債権者の正当な利益が損なわれたという具体的な事実は明らかにされていないし、この点に関しては、本件処分についても同様である。また、平成8年7月29日の仙台地裁判決の判示も、異議申立人の主張していることと同旨である。

(2) 条例第9条第4号の該当性

「債権者の印影」は、当該債権者が一般的に発行する請求書等に押印されているのであって、しかも、これを公金の支出を請求するために使用しているのであるから、通常他人が知り得ない情報ではなく、当該債権者として「印影」が公になることを十分認識しており、自ら対外的に公開しているものである。したがって、「債権者の印影」の部分を開示することにより、「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずる」ことなどありえないし、また「支障が生ずるおそれ」についての具体的な主張もない。

(3) 条例第9条第8号の該当性

「相手方出席者の所属、省庁名」を開示することにより、相手方との信頼関係を損なうおそれがあるということは、公開を予定・予想しない懇談・会合において相手方出席者の氏名又は当該懇談・会合の具体的内容が相当程度推測される場合に、初めて顕在化するものと考えられる。

しかし、本件公文書には、相手方出席者の氏名は記載されていないし、懇談・会合の内容についても、「 との事務打合せ経費」という抽象的な記載にすぎない。また、平成5年度の食糧費支出関係公文書について、実施機関は、平成7年5月、「相手方出席者の省庁名」を開示しており、この開示により相手方との信頼関係を損なったこととか、あるいは損なうおそれがあるなど、今回の非開示理由に掲げる事態が生じたという具体的な事実の主張・立証はなされていない。

結局、「相手方出席者の所属、省庁名」の開示にすぎない場合は、開示することによって相手方との信頼関係が損なわれるおそれはないものと解される。特に相手方が公務員又は公務員に準ずるものの場合は、懇談・会合の実施を内密にする必要はなく、積極的に開示することが、県政に対する県民の信頼と理解を深めることになるのである。

なお、「行政運営等の推進に支障が生ずるおそれ」についても、そのような状態が具体的に存在することを明らかにすべきであるが、平成5年度の食糧費支出関係公文書について、実施機関が平成7年5月、「相手方出席者の省庁名」を開示したことにより、行政運営等の推進に具体的な支障が生じた、あるいは生ずるおそれがあることを根拠付ける具体的な事実を主張・立証していないし、この点に関しては、本件処分についても同様である。また、平成8年7月29日の仙台地裁判決の判示も、異議申立人の主張していることと同旨である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述等で主張している内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第9条第3号の該当性

本件公文書において債権者である法人等の事業活動として記録されている「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）」は、営業を目的とする事業者にとっては、内部管理に関する情報であると同時に、営業上のノウハウが含まれており、これらの情報を開示することは、社会通念上の守秘義務に反し、当該債権者の事業活動に不利益を与えると考えられる。また、懇談・会合を行う場合は、その内容や出席者等に応じて、長年の間に積み上げられた当該飲食店の信頼性や営業実績等を勘案した上で、懇談・会合の場所を決めている。

したがって、これらの情報を開示すれば、顧客の獲得方策など当該飲食店の独自性のあるサービス提供の内容が明らかになり、同業者との公正な競争を妨げるおそれがある。さらに、最近の食糧費支出を巡る社会的状況の下において、一部飲食店を対象として開示すれば、当該飲食店の社会的評価に連なり、営業上、信用上の不利益を与えることが明らかである。

特に、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」は、通常は他人が知り得ない情報であり、中でも食糧費に関しては、個人経営あるいはこれに近い中小飲食店が大部分を占めていることから、これらの情報が通常一般的に発行するすべての請求書等にもれなく記載され、当該飲食店自らが対外的に明らかにしているものであるとは認められないため、これらの情報については、県の側からは一方的に開示すべきではないと考えている。

また、平成5年度の食糧費支出関係公文書について、平成7年5月、「債権者の住所、氏名、名称、電話番号」を開示したが、開示した県がごく少数であったこと、また一部の債権者に対し報道機関による取材等が行われたため、当該債権者に営業上あるいは社会信用上の不利益が生じたと考えられ、本件公文書については、「債権者の住所、氏名、名称、電話番号」を非開示とすることにした。

(2) 条例第9条第4号の該当性

「債権者の印影」は、当該債権者の財務に関する情報であり、事業活動を

行う上での内部管理に関する情報として、当該債権者が自ら管理すべきものである。また、通常は他人が知り得ない情報である。したがって、これを開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。このため、県の側からは一方的に開示すべきではないと考えている。

(3) 条例第9条第8号の該当性

東京事務所は、県の対外折衝の窓口及びパイプ役、アンテナ役として、国の関係各省庁のみならず、企業誘致等のため民間企業や関係団体からも、県政全般にわたって有益な情報をいち早く収集するとともに、これらの関係機関との綿密な連絡調整を行うことを主要業務としており、この業務を他の都道府県に先駆けて遂行するためには、まず第一に関係機関との良好な人間関係を作ることが必須条件である。

これまでの懇談・会合は、こうした考え方あるいは状況の下で、国の関係各省庁等との意思の疎通を図り、協力関係及び信頼関係を築くことにより、県の事務事業を円滑に執行していく上において必要な情報を、迅速に入手するとともに、本県の各種の施策やプロジェクトの導入に対する理解と協力を得ることを目的として行ったものである。

したがって、当該懇談・会合の「相手方出席者の所属、省庁名」を開示することは、通常、相手方が予想しないことであって、開示することにより、相手方との協力関係及び信頼関係が損なわれ、こうしたことにより相手方に不信感を持たれた場合は、その後の県の行政運営上の必要な情報の入手、各種の要望活動等が困難になり、本県の将来の事務事業の円滑な執行に大きな支障が生ずると考えられる。

また、平成5年度の食糧費支出関係公文書について、平成7年5月、「相手方出席者の省庁名」を開示したが、開示した県がごく少数であったこと、また相手方省庁の関係職員に対し問い合わせ等があったことなどにより、本県の行政運営上において支障が生じたと考えられ、本件公文書については、「相手方出席者の所属、省庁名」を非開示とすることにした。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、平成7年4月1日から同年11月30日までの東京事務所の需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料）の支出に関して、実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書であり、その内容は次のとおりである。

ア 支出負担行為書

決定者、所属所名、年度、支出負担行為年月日、支出負担行為額、予算残額、支出科目、支出負担行為の内容（懇談・会合の目的、購入物品の名称等）、支出負担行為の相手方（債権者＝飲食業者等）の名称、契約方法、会計区分、支払区分、支出月日、支出番号、懇談・会合の実施日、懇談・会合の相手方出席者の所属、省庁名、懇談・会合の出席者の人数などが記録されている。また、添付されている見積書等（消耗品費、修繕料）には、見積金額、見積内訳、見積年月日、支出の相手方（債権者）の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）などが記録されている。

イ 支出票

所属所名、年度、会計区分、支出決定番号、支払方法、支払区分、支払内容、支出金額、支払処理日、支出の相手方（債権者＝飲食業者等）の住所、氏名、名称、振込先銀行名、口座番号（預金種目）などが記録されている。また、添付されている請求書等には、請求金額、請求内訳、請求年月日、利用年月日、支出の相手方（債権者＝飲食業者等）の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）などが記録されている。

2 条例の基本的な考え方

条例は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにすることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって

開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重し、原則公開の基本理念に立って、適正に解釈、運用しなければならない。このことは、条例第3条前段の明記するところである。したがって、条例第9条各号に規定する非開示事項に該当するか否かを判断するに当たっても、この原則公開の観点から適正に解釈、適用されなければならない。

3 条例第9条第3号の該当性

本号本文は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、原則公開の例外として、開示することにより、その法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている公文書については、当該事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から、人の生命、身体及び健康を保護するために開示することが必要と認められる情報等、本号ただし書に掲げられた情報以外のものは、非開示とすることを定めたものである。

本件処分について見ると、実施機関が本号に該当するとして非開示とした部分は、「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号、振込先銀行名、口座番号（預金種目）」であり、これらが本号に規定する法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。以下、これらの情報を開示することにより、当該債権者の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるかどうかを検討する。

まず、実施機関が本号に該当するものとして非開示とした部分のうち、「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号」の部分についてであるが、これらの情報は、債権者の生産技術上又は販売・営業上のノウハウなど、同業者との競争関係上秘匿を要する程の情報ではなく、経営方針、経理、人事など事業活動を行う上で秘匿を要する内部管理に関する情報でもないと考えられる。また、既に開示されている請求金額、請求内訳等と併せ考えても、債権者の顧客獲得方策など、販売・営業状況が明らかになるものではなく、当該債権者の一顧客にすぎない東京事務所による、一定期間に限られた利用状況が明らかになるだけである。

したがって、「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号」を開示することにより、当該債権者の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

なお、「債権者の印影」の部分について、一言付け加えると、本件公文書に記録されている「債権者の印影」は、「債権者の住所、氏名、名称」と一体をなすもので、それ自体が独立した情報であるとは認め難く、せいぜい、意思の真正を形の上で表示するにすぎないものであり、特に、これを独立した情報として保護すべき観点は見いだし難い。

次に、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」の部分についてであるが、債権者にとって、自分がどの金融機関と取引関係を持っているかは、事業活動を行う上で、他人には知られたくない内部管理に関する情報であり、当該債権者が一般に明らかにしているものではなく、その開示の相手方の範囲は債権者自らが選択・決定した範囲に限られるべきもので、当該債権者が自ら開示した者以外の者に対してまで、これらの情報を開示することは相当でない。

すなわち、これらの情報を開示することにより、債権者に不測の不利益が生じたり、また債権者の公正な競争上の地位や社会的評価に連なることがあるなど、事業運営上の正当な利益が損なわれる場合のあることが多分に認められる。このことは、取引金融機関の大小や、取引金融機関の変更に対する一般の評価、あるいは、当該債権者に対する他の金融機関の思惑ないし対応等を考えれば明らかである。さらに、「口座番号（預金種目）」は、当該金融機関の内部において、取引者の同一性を確認するための資料として使用される場合があることをも考慮する必要がある。

なお、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」については、本号ただし書のいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」の部分については、非開示とすべきである。

なお、実施機関は、「平成5年度の食糧費支出関係公文書について、実施機関は、平成7年5月、債権者の住所、氏名、名称、電話番号を開示したが、開示した県がごく少数であったこと、また一部の債権者に対し報道機関による取材等が行われたため、当該債権者に営業上あるいは社会信用上の不利益

が生じたと考えられ、本件公文書については、債権者の住所、氏名、名称、電話番号を非開示とすることにした」旨主張する。しかし、この主張が事実であったとしても、本件公文書について、これをもって、当該債権者の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれるとはいえないと解する。

以上により、本件公文書に記録されている、「債権者の住所、氏名、名称、印影、電話番号」は、本号本文に該当する情報であるとは認められないが、「債権者の振込先銀行名、口座番号（預金種目）」は、本号本文に該当する情報であると認められる。

4 条例第9条第4号の該当性

本号は、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるものに該当する情報が記録されている公文書については、原則公開の例外として、非開示とすることを定めたものである。

本件処分について見ると、「債権者の印影」の部分について実施機関は、「債権者の財務に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に関する情報として、当該債権者が自ら管理すべきものである。また、通常は他人が知り得ない情報である。したがって、これを開示することにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる」と主張する。

しかし、前述したとおり、本件公文書に記録されている「債権者の印影」は、「債権者の住所、氏名、名称」と一体をなすもので、それ自体が独立した情報であるとは認め難く、せいぜい、意思の真正を形の上で表示するにすぎないものであり、特に、これを独立した情報として保護すべき観点は見だし難い。

加えるに、「債権者の印影」を開示したからといって、直ちに、それが犯罪の用に供せられ、債権者に被害を生ぜしめる等、債権者の財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは到底認められない。

以上により、本件公文書に記録されている、「債権者の印影」は、本号に該当する情報であるとは認められない。

5 条例第9条第8号の該当性

本号は、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものに該当する情報が記録されている公文書については、原則公開の例外として、非開示とすることを定めたものである。

本件処分について見ると、本号に規定されている「事務事業」とは、条文に具体的に例示されている事務事業に限定されず、実施機関が行う一切の事務事業をいうものと解されるので、本件公文書に記録されている、懇談・会合の実施及び当該懇談・会合の経費支出等に関する情報は、本号に規定する事務事業に関する情報であると認められる。

次に、実施機関が本号に該当するとして非開示とした部分は、懇談・会合の「相手方出席者の所属、省庁名」であり、以下、これらの情報を開示することにより、国の関係各省庁等との協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、東京事務所が行う情報収集や要望活動等、今後の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるかどうかを検討する。

懇談・会合の中には、特定の行政目的達成のため、必要な事項について、関係者との内密の協議を目的として行われるもの（例えば、買収予定地の地権者等に対し事前に意向を打診したり、個別折衝を内容とするもの）があり、このような場合、当該懇談・会合等が開示されると、相手方との協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、当該行政目的を達成するために必要な折衝や調整作業が困難となって特定の行政目的を達し得なくなり、せっかくの懇談・会合の目的が損なわれ、将来も上記の目的をもってする同種の懇談・会合の

実施に支障が生ずる場合のあることは、否定できない。

そこで、本件公文書について見ると、既に開示されている懇談・会合の目的、内容については、「との事務打合せ」という抽象的かつ定型的な記録のみである。また、懇談・会合の相手方出席者に関する情報として記録されているのは、「所属、省庁名」（国の関係各省庁の場合とそれ以外の場合とがある）のみである。すなわち、総じて本件各公文書に記録されている情報は、言わば懇談・会合の外形的事実に関する情報であり、これを開示しても、当該懇談・会合の個別、具体的な目的や、そこで話し合われた事項等の個別、具体的な内容が明らかになるものではない。

殊に本件各公文書に懇談・会合の相手方出席者として記録されているのは、「所属、省庁名」のみで、「役職、氏名等」は記録されていないので、これのみでは、懇談・会合の具体的、特定の目的、内容を推測することは不可能であり、これを開示することによって、不都合が生ずるとは考えられない。

また、相手方出席者の役職、氏名等の個人についての記録がないのであるから、相手方において不快、不信の念を抱くようなことも考えられない。

したがって、本件公文書の場合、「所属、省庁名」を開示しても、関係各省庁等との協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、具体的な行政目的が達成し難くなったり、東京事務所が行う今後の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

実施機関は、本件公文書に記録されている、懇談・会合の「相手方出席者の所属、省庁名」を開示することにより、相手方との協力関係及び信頼関係が損なわれ、行政運営上の必要な情報の入手、各種の要望活動等が困難になり、本県の事務事業の円滑な執行に多大の支障が生ずると考えられると主張するが、実施機関の主張するところは、抽象的、一般的な主張であって、どの懇談・会合における、どの「所属、省庁名」を開示することによって、個々具体的にいかなる支障が生ずるか、その事由を具体的に主張せず、また、立証もされていない。

なお、実施機関が主張するように、平成5年度の食糧費支出関係公文書を開示したために、相手方省庁の関係職員に対し問い合わせ等のあったことが

事実であるとしても、このことによって、実施機関と関係各省庁等との協力関係若しくは信頼関係が損なわれたり、東京事務所が行う情報収集や要望活動等に具体的な支障が生じたとは考え難いし、そのような具体的な支障の発生に関する主張・立証もない。

以上により、本件公文書に記録されている、懇談・会合の「相手方出席者の所属、省庁名」は、本号に該当する情報であるとは認められない。

6 結 論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成8. 3. 29	諮 問
平成8. 5. 14	実施機関から理由説明書を受理
平成8. 6. 20	異議申立人から意見書を受理
平成8. 8. 1 (第19回審査会)	審 議
平成8. 9. 4 (第20回審査会)	異議申立人から「口頭陳述における意見書」を受理 異議申立人から意見及び説明の聴取
平成8. 10. 23 (第21回審査会)	審 議
平成8. 11. 1 (第22回審査会)	実施機関から意見及び説明の聴取
平成8. 12. 20 (第23回審査会)	審 議
平成9. 2. 3 (第24回審査会)	審 議
平成9. 3. 6 (第25回審査会)	審 議
平成9. 3. 24 (第26回審査会)	審 議

(注) 審査会の回数は、通算回数である。